

児童養護施設藤崎台童園非常勤職員給与規則

(適用範囲)

第 1 条 児童養護施設藤崎台童園就業規則第 6 3 条の規定により、児童養護施設藤崎台童園の非常勤職員の給与は本規則の定めるところによる。

2 前項の非常勤職員とは、雇用期間を 1 年以内として採用された有期雇用職員をいう。

(給与の種類)

第 2 条 非常勤職員の給与は基本給及び諸手当とする。

2 前項の基本給は、勤務 1 月当たりの基本給（以下「月給」という。）または勤務 1 日当たりの基本給（以下「日給」という。）または勤務 1 時間当たりの基本給（以下「時間給」という。）とし、手当は通勤手当、宿直手当、特殊業務手当、処遇改善手当、処遇調整手当、期末手当、勤勉手当、退職手当とする。

(給与の決定)

第 3 条 非常勤職員の月給、日給、時間給の額は、各人毎に決定し、労働条件通知書により提示する。

(給与の計算期間及び支給日)

第 4 条 非常勤職員の給与（期末手当及び勤勉手当を除く）の計算期間は、一の月の初日から末日までとする。

2 支給日は、翌月 1 5 日（給与の支給日が休日の場合は、その前日）とする。

(非常時払い)

第 5 条 前条の規定にかかわらず、次の各号の一に該当する場合には、職員又は家族の請求があれば、給与支払日前であっても既往の労働に対する給与を支給する。

- (1) 職員の収入により生計を維持する者が、出産し、疾病にかかり、又は災害を受けた場合
- (2) 職員又はその収入により生計を維持する者が、結婚し、又は死亡した場合
- (3) 職員が解雇され、又は退職した場合
- (4) 前各号のほか、やむを得ない事由があると園長が認めた場合

(給与の支払方法)

第 6 条 給与は、通貨で直接職員にその全額を支給する。ただし、法令に別段の定めがあるもの及び職員の過半数を代表する者と書面により協定したものは、これを控除して支給することができる。

2 前項の規定にかかわらず、書面による職員の同意があったときは、給与を口座振替の方法により支払うことができる。

(通勤手当)

第 7 条 通勤手当は、次に掲げる職員に支給する。

- (1) 通勤のため交通機関を利用してその運賃を負担することを常例とする職員（交通機関を利用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって、交通機関を利用しないで徒歩により通勤するとした場合の通勤距離が片道 2 k m 未満の職員を除く）。
- (2) 通勤のため自動車その他の交通用具を使用することを常例とする職員（自動車その他の交通用具を利用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって、自動車その他の交通用具を利用しないで徒歩により通勤するとした場合の通勤距離が片道 2 k m 未満の職員を除く）。

2 通勤手当の月額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に掲げる額とする。

(1) 前項第 1 号に掲げる職員

通勤に要する運賃の額に相当する額。ただし、1 ヶ月当たりの運賃相当額が 5 5, 0 0 0 円を超えるときは、5 5, 0 0 0 円。

(2) 前項第 2 号に掲げる職員

次に掲げる使用距離に応じて、それぞれ定める額。

使用距離	通勤手当の額	使用距離	通勤手当の額
片道 5 km 未満	2, 2 0 0 円	片道 3 5 km 以上 4 0 km 未満	2 1, 6 0 0 円
片道 5 km 以上 1 0 km 未満	4, 2 0 0 円	片道 4 0 km 以上 4 5 km 未満	2 4, 4 0 0 円
片道 1 0 km 以上 1 5 km 未満	7, 1 0 0 円	片道 4 5 km 以上 5 0 km 未満	2 6, 2 0 0 円
片道 1 5 km 以上 2 0 km 未満	1 0, 0 0 0 円	片道 5 0 km 以上 5 5 km 未満	2 8, 0 0 0 円
片道 2 0 km 以上 2 5 km 未満	1 2, 9 0 0 円	片道 5 5 km 以上 6 0 km 未満	2 9, 8 0 0 円
片道 2 5 km 以上 3 0 km 未満	1 5, 8 0 0 円	片道 6 0 km 以上	3 1, 6 0 0 円
片道 3 0 km 以上 3 5 km 未満	1 8, 7 0 0 円		

3 通勤手当はその事由が生じた日の属する月から支給し、その事由が消滅した日の前日の属する月まで支給する。但し、月の途中でその事由が生じた職員の通勤手当は、前項の規定にかかわらず、前項に掲げる額をその月の実日数で除し事由が生じた日からその月の末日までの日数を乗じた額を支給する。また、月の途中でその事由が消滅した職員の通勤手当は、前項の規定にかかわらず、前項に掲げる額をその月の実日数で除しその月の初日から事由が消滅した日の前日までの日数を乗じた額を支給する。

4 通勤手当を受けようとする職員は通勤届（様式第 2 号）を提出しなければならない。

(宿直手当)

第 8 条 宿直業務に従事する職員に対し、宿直手当を支給する。

2 宿直手当は 1 回につき 4, 0 0 0 円とする。

(特殊業務手当)

第9条 外勤を専らとする業務の特殊性に鑑み、里親支援専門相談員に対し特殊業務手当を支給する。

2 特殊業務手当の額は月額10,000円とする。

3 特殊業務手当はその事由が生じた日の属する月から支給し、その事由が消滅した日の前日の属する月まで支給する。但し、月の途中でその事由が生じた職員の特殊業務手当は、前項の規定にかかわらず、前項に掲げる額をその月の実日数で除し事由が生じた日からその月の末日までの日数を乗じた額を支給する。また、月の途中でその事由が消滅した職員の特殊業務手当は、前項の規定にかかわらず、前項に掲げる額をその月の実日数で除しその月の初日から事由が消滅した日の前日までの日数を乗じた額を支給する。

(処遇改善手当)

第10条 1日6時間以上かつ月20日以上勤務する非常勤の直接処遇職員で夜間を含む業務を行う職員に対し、処遇改善手当Ⅰとして月額5,000円を支給する。

2 里親支援専門相談員として発令された職員に対し、処遇改善手当Ⅱとして社会福祉法人藤崎台童園（以下「法人」という。）での経験年数に応じ下表の金額を加えた金額を支給する。

経験年数	金額（月額）
7年未満	5,000円
7年以上	10,000円
15年以上	15,000円

3 第1項に規定する処遇改善手当Ⅰと第2項に規定する処遇改善手当Ⅱは併給することができる。

4 第2項の規定にかかわらず、処遇改善手当Ⅱは所定の研修を修了していない職員には支給しない。

(処遇調整手当)

第11条 前条に規定する職員以外の非常勤職員（1日6時間以上かつ月20日以上勤務している者に限る）に対し、処遇調整手当として月額5,000円を支給する。

(期末手当及び勤勉手当)

第12条 期末手当及び勤勉手当は、採用後1ヶ月以上経過した職員であって、6月1日及び12月1日（以下、「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に対して、6月15日及び12月15日に支給する。

2 期末手当及び勤勉手当の額は、基本給を基礎額として基準日の前月の勤務実績に下表の支給率を乗じて得た額を上限とする。

(平成31年度以降)

	6月	12月	計
期末手当	0.725	0.725	1.45
勤勉手当	0.45	0.45	0.90
計	1.175	1.175	2.35

- 3 前項の規定にかかわらず、採用後6ヶ月未満の職員（有期雇用契約を更新した職員を除く）の支給率は前項の支給率の2分の1とする。
- 4 期末手当及び勤勉手当は、基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までに懲戒解雇の処分を受けた職員には支給しない。

(退職手当)

第13条 勤務年数1年以上の職員が退職した場合、退職手当を支給する。

- 2 職員が退職したときは、社会福祉施設職員等退職手当共済法（以下「退職手当共済法」という。）の定めによる退職給付金及び在職中に加入した熊本県民間社会福祉事業従事者退職共済事業（以下「県退職共済事業」という。）により給付される退職給付金を退職手当として支給する。
- 3 退職手当共済法に基づく退職共済事業及び県退職共済事業に加入している職員を継続移動による職員として新たに採用した場合、当該職員の勤務期間は前の事業所の勤務期間を通算することができる。
- 4 第1項の定めにかかわらず、次の各号の一に該当する場合には退職手当は支給しない。
 - (1) 犯罪行為その他これに準ずべき重大な非行により退職した場合であって、退職手当共済法の支給制限に該当する場合
 - (2) 遺族が被共済職員を故意に死亡させた場合
- 5 偽りその他不正の行為によって退職手当の支給を受けた場合、退職後であっても退職手当の返還を求めることができる。

(給与の減額)

第14条 非常勤職員が定められた勤務日及び勤務時間に勤務しないときは、年次有給休暇、特別休暇、裁判員休暇、子の看護のための休暇、介護休暇、公民権の行使、病気休暇など有給休暇として承認された場合を除き、基本給を時間給に換算した額に勤務していない時間数を乗じて得た額を、給与から控除して支給する。

(委任)

第15条 この規則に定めのない事項は、理事長が別に定める。

附 則

この規則は、平成23年1月1日から施行する。

附 則

改正後のこの規則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

改正後のこの規則は、平成24年10月1日から施行する。

附 則

改正後のこの規則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

改正後のこの規則は、平成26年10月1日から施行する。

附 則

改正後のこの規則は、平成27年10月1日から施行する。

附 則

改正後のこの規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

改正後のこの規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

改正後のこの規則は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

改正後のこの規則は、第2条、第9条、第10条の規定を除き平成29年4月1日から施行する。また、第2条、第9条、第10条の規定については理事長が別に定める日から施行する。

附 則

改正後のこの規則は、第8条の規定を除き平成31年4月1日から施行する。また、改正後の第8条の規定は平成30年4月1日から施行する。

通 勤 届

平成 年 月 日提出

社会福祉法人 藤崎台童園		職 名				
理事長 尾里 一清 様		氏 名				
		住 所				
藤崎台童園非常勤職員給与規則第7条の規定により、以下のとおり通勤の事情を届け出ます。						
届出の理由(該当する□にレ印を付する)						
<input type="checkbox"/> 1. 新規 <input type="checkbox"/> 2. 住居の変更 <input type="checkbox"/> 3. 通勤経路または方法の変更 <input type="checkbox"/> 4. 運賃等の負担額の変更 <input type="checkbox"/> 5. その他						
届出の事由が生じた日 平成 年 月 日						
順路	通勤方法 の別	区 間	距 離	所 要 時 間	乗車券 の種類	左欄の 乗車券の額
1		住居 から(経由) まで	・ km	分		
2		から(経由) まで	・ km	分		
3		から(経由) まで	・ km	分		
4		から(経由) まで	・ km	分		
5		から(経由) まで	・ km	分		
6		から(経由) まで	・ km	分		
上記に基づき、通勤手当 月額 円を認定する。				総通勤距離		km
				総所要時間		分
平成 年 月 日						
社会福祉法人 藤崎台童園 理事長 尾里 一清			理事長	園長	担当者	

(注)

- 「通勤方法の別」欄には、通勤の順路に従い、徒歩、自動車、交通機関の別を記入する。
- 「乗車券の種類」欄には、1ヶ月定期、3ヶ月定期等の別を、「左欄の乗車券の額」はその額を記入する。